

(第2回) 最終) 契約変更の内容

|                          |                                                                                                                                                                                                                |
|--------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 契約変更年月日                  | 令和6年10月23日                                                                                                                                                                                                     |
| 契約業者名                    | フジタ道路（株）首都圏支店                                                                                                                                                                                                  |
| 契約業者の住所                  | 東京都中央区晴海一丁目8番10号                                                                                                                                                                                               |
| 工事の名称                    | R5国道4号東埼玉道路松伏地区改良舗装工事（第2回変更）                                                                                                                                                                                   |
| 工事場所                     | 自）埼玉県北葛飾郡松伏町下赤岩 至）埼玉県北葛飾郡松伏町松伏                                                                                                                                                                                 |
| 工事種別                     | 一般土木工事                                                                                                                                                                                                         |
| 工事概要<br>（変更した内容について記述する） | 道路土工 一式<br>道路土工（指定部分（1）） 一式<br>地盤改良工 一式<br>地盤改良工（指定部分（1）） 一式<br>法面工 一式<br>舗装工 一式<br>舗装工（指定部分（1）） 一式<br>排水構造物工 一式<br>縁石工 一式<br>縁石工（指定部分（1）） 一式<br>防護柵工（指定部分（1）） 一式<br>区画線工 一式<br>区画線工（指定部分（1）） 一式<br>情報ボックス工 一式 |
| 工期（自）                    | 令和6年4月1日                                                                                                                                                                                                       |
| 工期（至）                    | 令和7年2月28日                                                                                                                                                                                                      |
| 契約前の変更金額                 | ¥311,960,000                                                                                                                                                                                                   |
| 変更金額                     | 増 ¥1,650,000                                                                                                                                                                                                   |
| 変更後の契約金額                 | ¥313,610,000                                                                                                                                                                                                   |

変 更 理 由

1. 道路土工

現地踏査の結果、隣接工区工事との施工の取り合いを見直す必要性が生じたため、掘削工、路体盛土工、法面整形工を減工する。

2. 道路土工(指定部分(1))

警察協議の結果、県道を先行供用する必要性が生じたため、掘削工を増工する。

3. 地盤改良工

現地踏査の結果、路床安定処理工を減工する。

4. 地盤改良工(指定部分(1))

警察協議の結果、県道を先行供用する必要性が生じたため、現地踏査の結果、路床安定処理工(ICT)を減工する。

5. 法面工

現地踏査の結果、隣接工区工事との施工の取り合いを見直す必要性が生じたため、植生工、路側防草工を減工する。

6. 舗装工

現地踏査の結果、舗装打替え工を追加する。

現地踏査の結果、アスファルト舗装工(本線部)、アスファルト舗装工(県道部)、アスファルト舗装工(取付道路)、アスファルト舗装工(町道部)を減工する。

7. 舗装工(指定部分(1))

警察協議の結果、県道を先行供用する必要性が生じたため、アスファルト舗装工(県道部)、透水性舗装工(県道部)、アスファルト舗装工(町道部)、舗装打替え工を追加する。

8. 排水構造物工

現地踏査の結果、隣接工区工事との施工の取り合いを見直す必要性が生じたため、作業土工、側溝工、横断函渠工、管渠工、集水枡・マンホール工を減工する。

9. 縁石工

現地踏査の結果、縁石工を減工する。

10. 縁石工(指定部分(1))

警察協議の結果、県道を先行供用する必要性が生じたため、縁石工を追加する。

11. 防護柵工(指定部分(1))

警察協議の結果、県道を先行供用する必要性が生じたため、路側防護柵工を追加する。

12. 区画線工

現地踏査の結果、区画線工を減工する。

13. 区画線工(指定部分(1))

警察協議の結果、県道を先行供用する必要性が生じたため、区画線工を増工する。

14. 情報ボックス工

現地踏査の結果、隣接工区工事との施工の取り合いを見直す必要性が生じたため、作業土工、管路工(管路部)、マンホール工を減工する。

15. 共通仮設費

上記増工に伴い、準備費、技術管理費を増工する。

上記増工に伴い、運搬費を減工する。

16. 工期

工期については元設計とおりとする。